

議案第 33 号

つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年つくば市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第243条の 2 の 7 第 1 項」を「第243条の 2 の 8 第 1 項」に、「第243条の 2 の 8 第 3 項」を「第243条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条第 2 項中「第243条の 2 の 7 第 1 項」を「第243条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第173条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和３年つくば市条例第20号）新旧対照表

改正後	改正前
（趣旨） 第１条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の２の８第１項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（法<u>第243条の２の９第３項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第２条 （略） ２ 法<u>第243条の２の８第１項</u>の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の４第１項第１号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 （１）—（４） （略） 附則 （略）	（趣旨） 第１条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の２の７第１項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（法<u>第243条の２の８第３項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第２条 （略） ２ 法<u>第243条の２の７第１項</u>の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第１項第１号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 （１）—（４） （略） 附則 （略）

議案第 33 号

つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市総務部人事課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）が公布され、改正後の地方自治法の条項に合わせて、該当箇所の条項改正を行うものである。

なお、改正法は、令和 8 年 9 月 24 日から施行される。

○ 他自治体の状況等

他自治体も同様の取扱いとする改正を行う予定である。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）（令和 6 年 6 月 26 日公布）

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 396 号）（令和 7 年 11 月 28 日公布）

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）（令和 6 年 1 月 19 日公布・令和 6 年 4 月 1 日施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

地方自治法の改正に伴い引用規定の整合性を図る。